

## 監査報告書の記載誤りについて

監査報告書の「第6 監査の結果」に次のとおり大阪市監査委員監査基準に沿った記載になっていない部分があります。

なお、監査は同監査基準に準拠して適正に実施しており、監査結果に関する報告は監査委員の合議により決定されています。

監査の手続・内容に問題はなかったと考えられるため、監査委員に確認の上、監査報告書は修正いたしません。

頁	箇所	大阪市監査委員監査基準に沿った記載	監査報告書の記載
各 監 査 報 告 書 の 2 頁 目	「第6 監査の結果」の1行目から3行目まで	第6 監査の結果 第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった <u>団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われている</u> ことがおおむね認められた。	第6 監査の結果 第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった <u>事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めている</u> ことがおおむね認められた。